



Data

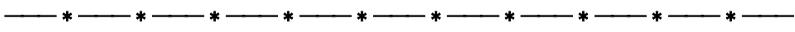
監督・脚本: アーロン・ソーキン
 原作: モリー・ブルーム『モリーズ・ゲーム』(ハーパー・コリンズ・ジャパン刊)
 出演: ジェシカ・チャスティン/イギリス・エルバ/ケヴィン・コスナー/マイケル・セラ/ジェレミー・ストロング/クリス・オダウド/ビル・キャンブ/ブライアン・ダーシー・ジェームズ

👁️👁️ みどころ

モーグルスキーヤーのトップとして五輪に出場?それとも、ロースクールを卒業して弁護士事務所を開設?いやいや、モリーの能力ならその両方を!天から二物を与えられた女、モリーなればこそ、トップアスリートから高額ポーカーの経営者への華麗な転身もお見事だ!しかし、しかし・・・。

ポーカーゲームの主催は、「賭博場開帳等図利」の罪(刑法186条第2項)に該当するの?FBIの調査ではクロだったし、25万ドルもの弁護士料がかかるものの、熱心かつ有能な弁護士の見立てでも、パソコンの顧客名簿をバラさない限り有罪は間違いなし。ところが、モリーは顧客の秘密を守るため断固その提出を拒否!「セレブを虜にしたのは、華麗なる破滅」だったが、意外にも判決は・・・?

本作は、『アイ、トーニャ 史上最大のスキャンダル』(17年)と共に鑑賞すれば、一層面白いだろう。



■□■五輪出場?法科大学院?いや、まずは充電期間!■□■

「天は二物を与えず」とよく言うが、1か月の間にアメリカでも有名になった「二刀流の男」がロサンゼルス・エンジェルスの大谷翔平選手。彼の打者としての打率、ホームラン、打点、そしてピッチャーとしての勝ち星、防御率、奪三振率などを見れば、「二刀流」の切れ味(レベル)のすごさがわかる。

しかして、本作のヒロイン、モリー・ブルーム(ジェシカ・チャスティン)も、一方では幼い頃から父親の厳しい指導の元でモーグルプレイヤーとしての腕をみがき、五輪出場

を目指すまでになりながら、他方でアスリート引退後はロースクールに入り、法律事務所を開くという人生設計を立てていたというから、すごい。今やロースクール（法科大学院）を卒業しても就職先が容易に見つからず、また、弁護士になってもロクロク仕事がないという今の日本とは大違いだ。もっとも、日本でも法科大学院に入らずに予備試験に合格して早く司法修習生になる道もあるが、それにはモリーのように「頭脳が優秀だったら」、という条件がついてしまうので、それ自体が狭き門！

本作冒頭では、2002年の冬季五輪の予選会での大失敗による大怪我で、モーグルスキーヤーとしてのキャリアを断念せざるをえなくなったモリーの無残な姿が映し出されるが、こんな事態になれば、逆にアスリートへの夢を諦めて、ロースクールへの道がハッキリするはず。そう思っていたが、モリーはロースクール入学を1年延ばしてロサンゼルスに1人で住み、「充電期間」を置くとのこと。これには父親（ケヴィン・コスナー）が猛反対し、「資金援助をしない」とまで言ったが、モリーは「生活費くらいは自分で稼ぐ」と反発。娘が年頃になればこんな父娘喧嘩も仕方ないが、まあ1、2年くらいの余裕（遅れ？）は充電期間として大目に見てもいいのでは・・・？

■才能さえあれば、ポーカールームの主催だって！■

豊臣秀吉が木下藤吉郎と名乗る前、つまり織田信長から「サル」と呼ばれながら、草履取りとして働いていた頃、彼はモリスのように二物を与えられていたわけではなかった。しかし、殿様のためにひたすら前向きに努力する能力を持っていたため、少しずつその努力が認められ、身分にとらわれず能力主義を徹底させていた信長のもとでその地位を急上昇させていった。それと同じように、父親からの資金援助を打ち切られたため、今はウェイトレスとして働き、友人と部屋をシェアしているモリーも、かつては冬季五輪に向けた花形のアスリートだったとしても、今はしがないウェイトレス。これからロースクールを目指すといっても、「ああ、そう」と誰も聞き流すだけなのは当然だ。もちろん、彼女はそれなりにベッピンだから、その面での売りはあったようだが、それだけでは競争社会のアメリカではなかなか・・・。

しかし、彼女にはロースクールにトップで入れるレベルの才能があったから、それを武器として、単なるウェイトレスからポーカールームの経営でのし上がっていくことに。そんな風に彼女の運命を変えたのは、見栄を張りながらもビジネスでは失敗を重ねていた不動産デベロッパーのディーン（ジェレミー・ストロング）との出会いと、彼が主催するポーカールームのマネージャーになったことだ。映画スターや投資銀行の行員、スポーツ選手等の有名人、お金持ちが集まる地下のポーカールームで日々働き、そのマネジメントを学んだことによって、モリーの進路は大きく変わっていくことに・・・。

私はポーカ―は全然面白いゲームだと思わず、麻雀の方がよほど面白い。なぜなら、ポーカ―は駆け引きという心理戦の要素があるものの、所詮バクチであるのに対し、麻雀は

運の要素があるものの、その本質は知能ゲームだから。バブル時代にはバクチの好きな私の友人は賭博場でポーカーをしていたが、あれが合法だったのか違法だったのかはかなり微妙だ。しかし、本作でディーンが主催している地下のポーカールームはあくまで合法。モリーはそう信じていたし、「独立」した後にモリーが主催し始めたポーカールームでは合法を旨としてやっていたつもりだったが・・・。

■□■経営とゲームは完全分離！モリーの役割は？■□■

本作を見ていると、高額ポーカールームの経営のポイントは、いかにバクチ好きのセレブを集めるかにあることがわかる。それをディーンから学んだモリーは、ディーンからクビを宣告されると、それで落ち込むのではなく、それまで貯め込んできた金を全部はたいて、高級ホテルのスイートを借り切り、自分で高額のパーカールームを主催し始めたからすごい。「会員制」というシステムは、男の特権欲や独占欲を刺激し満足させるから、昔よく通っていた北新地の飲み屋にもそういう店がたくさんあった。

モリーが新規に始めた高級ポーカールームは、その狙いを極限まで特化したもので、①掛け金の最低額は1万ドル（100万円）、②どんなにキャッシュを積んでもモリーからの招待がなければ覗くことは許されない、というルールを徹底させていた。そのため、世界中からそこにやってくる客は、芸能、野球、実業界等のセレブばかりだが、そこには当然カモになる客も必要だ。もちろん、ポーカーをやるのは客だけで、モリーはポーカールームの経営に徹し、客からの融資要請があれば、返済可能かどうかを見定めるのが何よりも大事。銀行みたいな書類審査は不可能だから、そこでの決め手はモリーの勘だけだ。

本作中盤の見どころは、そんなモリーのポーカールームの経営ぶりと、そこに参加したセレブたちの白熱したゲームの姿だから、それに注目！もっとも、それを見ている、私はポーカーがゲームとしていかに単純かを再認識させられてしまうだけだったが・・・。

■□■合法？違法？その論点は？分かれ目は？■□■

日本の刑法には今でも「第23章 賭博及び富くじに関する罪」（185～187条）があり、その186条第2項には「賭博場開帳等図利」という、古めかしい名前の罪がある。。ここでいう「博徒」はヤクザ映画に出てくる「丁半バクチ」のイメージにピッタリの人種だが、モリーが主催しているポーカールームはその「賭博場」に該当するの？それが本作後半からの見どころになる。そしてその論点は、客の掛け金から手数料を引くかどうかということらしい。しかし、残念ながら本作を見ている限り、私にはその論点や、合法か違法かの分かれ目がハッキリしない。そもそも、ディーンのパーカールームで働いていたモリーがディーンからクビにされた後、ディーンに対抗する形でポーカールームを立ち上げたのは、明らかに「競争避止義務」に違反するもの。だって、モリーはディーンのパーカールームの関係者や、プレイヤーX（マイケル・セラ）をはじめとする多くの有力なゲー

ム参加者を大量に引き抜いていたのだから。

さらに、都市伝説のような前記の条件がかえって特権的、独占的な魅力になったため、レオナルド・ディカプリオやベン・アフレック等も参加したと言われるモリーのポーカールームには数々のセレブが集まっていたが、それと共にトラブルが増加したのも仕方ない。そのため、モリーは薬物にのめり込むようになったし、金を支払えなくなったプレイヤーに対しては、イタリアのマフィアを使って支払いを強制したり、遂には、ロシアのマフィアがゲームに参加してくることに。こうなると、かなりヤバイ！そんな実態をFBIの調査官が把握したため、ある日ついにFBIがモリーのポーカールームに強制捜査に入ってくることに。

■□■弁護士依頼は？費用は？作戦は？結末は？■□■

ハリウッド映画には、『リンカーン弁護士』（11年）等の面白い「弁護士モノ」がある（『シネマ29』178頁）が、本作後半には、当初モリーの依頼を断りながら、彼女の心の中の「ある真実」を感じ取ったことによってモリーの依頼を引き受ける、チャーリー・ジャフィー弁護士（イドリス・エルバ）が登場し、その奮闘が描かれる。松本清張の『霧の旗』（65年／77年）では、有名な刑事弁護士の大家が兄の無罪を主張する死刑囚の妹・桐子からの依頼を、事務局長レベルで「うちは高いですよ」という理由で断ってしまうが（『名作映画から学ぶ裁判員制度』153頁）、本作のチャーリー弁護士も当初から弁護料は25万ドルだと高飛車だ。そして、しばらくはモリーの言い分を聞いたものの、「あなたとは合わない」との理由で依頼を拒否。スクリーン上での2人の会話を聞いている限り、私もこの弁護士とこの依頼者は合わないと思ったが、さてその後の展開は？

意外だったのは、第1に、チャーリー弁護士は検事にも裁判官にも顔が利くホントの有力弁護士だったこと、第2に、モリーが執筆した本を読めば、モリーのポーカールーム経営に多少の違法性はあっても、それは小さいと確信したチャーリー弁護士が、その後ハラをくくって猛烈な反撃に出たことだ。そこでチャーリー弁護士が立てた方針は「モリーのハードドライブとギャンブルのデジタル記録を提出するかわりに、判決を無罪にする」こと。この「司法取引」を成立させればモリーは刑務所に入らなくて済むし、自分の弁護料もガッポリ入る。そう判断したわけだが、意外にも当のモリー自身がそれは「絶対にできない」と拒否したからビックリ！しかし、その理由は「自分のポーカールームに参加した客の情報を漏らすことは絶対にできない」ということだったから、なるほど、モリーの言い分は筋が通っている。しかし、それをそのまま法廷で主張した場合、モリーの有罪は間違いなし。そんな覚悟でモリーもチャーリー弁護士も判決言い渡しに臨んだが、そこで下された判決は意外にも・・・？

女子フィギュアスケートで世界的に有名だったトーニャ・ハーディングは1994年のリレハンメル冬季五輪で起こした「靴紐事件」だけならまだしも、1994年1月の代表

選考会の会場で起きた「ナンシー・ケリガン襲撃事件」への関与を巡って、全米スケート協会やアメリカオリンピック委員会、裁判所を巻き込む大事件を起こした。5月4日に観た『アイ、トーニャ 史上最大のスキャンダル』(17年)は、トーニャと彼女の母親、そして暴力亭主との関係に焦点を当てながら、天才アスリートの生きざまを面白く描く映画だったが、彼女への判決は、罪を認めたため懲役こそは免れたものの、「3年の執行猶予、罰金16万ドル、500時間の社会奉仕活動、精神鑑定、全米フィギュアスケート協会の登録抹消、スケート協会主催の競技会やイベントの参加の生涯禁止」という厳しいものだった。それに比べれば、モリーの判決は何ともラッキー！

■カジノやIRの可否は？大阪はどうする？■

本作は『ソーシャル・ネットワーク』(10年)、『シネマ26』18頁、『マネーボール』(11年)、『シネマ27』42頁、『スティーブ・ジョブズ』(13年)、『シネマ37』未掲載)の脚本を書いた脚本家・アーロン・ソーキンが、2014年に全米で一大スキャンダルを巻き起こした1冊の回顧録に興味を示し、モリー自身への取材を経て脚本を書き、自ら監督した作品。したがって、そこでは前述した3作の脚本と同じように、栄光を掴んだ実在の人物の知られざる裏側に光を当てた作風が際立っている。モリーのモーグルスキーヤーとしての栄光と挫折はそれだけでもひとつの物語として成立するものだが、それは冒頭での足早なナレーションで飛ばし、また、ロースクールを目指す父親との確執もストーリーの節目節目でちらりと紹介するだけで済ませ、物語の本筋をモリーのポーカールームの主催に絞っていった手法はさすが。そんな本作だから、最後のクライマックスはモリーが主催したポーカールームが違法だったのか否かの法廷論争と、何とも意外な判決という結末になるのは当然だ。したがって、そこでは、ポーカールームの主催やポーカージャンブルの可否そのものについては何も触れていない。

本作が公開された今の日本では、4月27日にカジノを含む統合型リゾート施設、IRの実施法案が閣議決定された。そして、全国で最大3か所の認定区入りをめざした各自治体の誘致を巡る動きは熱を帯びている。また、今国会での法案の成立は不透明だが、経済効果に期待する各候補地は自己の優位性のアピールに力を込めている。現在は大阪、北海道、長崎がしのぎを削っているが、最も有力かつ熱心なのが大阪府・市だ。

一方、カジノやIRの誘致に伴って心配されるギャンブル依存症については、自民、公明両党と日本維新の会はギャンブル依存症対策法案の修正を合意した。16日に国会に共同提出、今国会での成立を目指している。モリーのポーカールームには、「こりゃ、ギャンブル依存症！」と言わざるをえない客もいる一方、プレイヤーXのような冷静沈着なプレイヤーもいる。また、ポーカールームを主催するモリーは薬物依存症になってしまうリスクはあっても、ポーカージャンブル自体はあくまで商売のネタだから、ギャンブル依存症になる心配はありえない。さらに、ポーカージャンブルを始めさまざまなパチンコ(ゲーム)はあくまで個々

の人間がやることだから、カジノやIRの是非とギャンブル依存症対策はあくまで別物だ。そう考えると、これらの法案の是非については本作のような映画から考えるのも一案だから、本作を国会や大阪府市議会で上映してみても・・・？

2018（平成30）年5月17日記